

(独)北方領土問題対策協会の第5期中期計画(案)について

主務大臣(内閣総理大臣及び農林水産大臣)が指示した「中期目標」を踏まえ、北方領土問題対策協会が「中期計画」(中期目標を達成するための計画)を作成し、主務大臣が認可を行う必要がある。

(独)北方領土問題対策協会は、中期目標管理法人として、公共性の高い業務を担う組織であり、中期目標で指示された業務の達成に向け、業務を確実に実施することが求められている。

中期計画は主務大臣より指示された中期目標を達成するための具体的な計画であり、「中期計画」の記載は「中期目標」をより具体的にしたものであるため、記載内容は概ね同一の内容である。

【中期目標と中期計画で異なっている箇所】

- ・ 中期計画予算、収支計画、資金計画の具体案の作成
- ・ 短期借入金の限度額
- ・ 施設及び設備に関する計画(啓発施設の整備改修等)の定め 等

独立行政法人北方領土問題対策協会の第5期中期計画(概要)(案)

項目	主な内容	指標
1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置		
(1) 国民世論の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、<b>今後の返還運動の裾野を広げ</b>、国民運動としての活性化を図る</li> <li>■ 後継者育成の強化、啓発の効果が相対的に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げに重点を置く。特に、<b>相対的に関心度が低い</b>若年層への情報発信に取り組む。</li> <li>■ 事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を実施</li> </ul>	—
① 北方領土返還要求運動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北方領土返還要求運動に係る取組について、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に重点を置く</li> <li>■ 北方領土返還要求全国大会について、運動における中核的な行事と捉え、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を向上</li> <li>■ 都道府県等における取組について、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ SNS等による情報発信件数を前中期目標期間最終年度比20%増 (実績: <b>令和3年度 532件 平成28年度—205件</b>)</li> <li>■ 発信に対する読者数を前年度比8%増 <b>前中期目標期間最終年度比10%増</b> (実績: <b>令和3年度読者数 Twitter112,392件、Facebook13,272件、Instagram274件 平成28年度読者数 Twitter10,900件、Facebook5,955件</b>)</li> <li>■ 発信に対する反応数を前年度比増</li> </ul>

項目	主な内容	指標
② 青少年や教育関係者に対する啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 全国の青少年が北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成</li> <li>■ 学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>県民大会等への若年層の参加割合増加のための仕組みを構築、若年層の参加割合について前中期目標期間年度平均最終年度の水準を上回る</b> (実績:平成30年度～令和3年度平均 25% 平成28年度20%)</li> <li>■ 全国の青少年が主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施</li> <li>■ 協会作成の学習教材集のダウンロード数を前年度比増 (実績:令和3年度 2.3万件 平成29年度1,406件)</li> </ul>
③ 国民一般に対する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、<b>北方領土問題に触れる機会を提供</b></li> <li>■ 情報発信の対象は若年層に重点化</li> <li>■ SNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討</li> <li>■ <b>四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得る</li> <li>■ 啓発施設(北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔)の集客数について前中期目標期間の<b>新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均水準を上回る</b> (実績:平成30年度及び令和元年度の平均 北方館14.6万人、別海北方展望塔7.6万人、羅臼国後展望塔3.4万人 平成25～28年度平均:北方館13.8万人、別海北方展望塔7.4万人、羅臼国後展望塔2.9万人)</li> <li>■ <b>四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進</b></li> </ul>
(2) 四島交流事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施</li> <li>■ 国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果について継続的情報発信、事業参加者による事後活動を推進</li> <li>■ 交流プログラムについては、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする</li> <li>■ 毎年度の事業の課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告・改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 各事業の適切な実施</li> <li>■ 各交流事業に関する<b>積極的な情報発信を行うため、協会は従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が一事業あたり協会から100件以上、参加者(50人を想定)から300件以上行われるよう、協会は必要な措置を講ずる。(＝事業あたり550件以上)</b> (実績:平成30年度平均352件、令和元年度平均333件)</li> <li>■ 国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加</li> <li>■ 相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する交流プログラムの検討・実施</li> <li>■ <b>事業参加者による事後活動の発信の仕組みについて効果検証・改善の実施を検討</b></li> </ul>

項目	主な内容	指標
(3) 調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北方領土の現状や問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土及び北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等の関心の高いテーマを選定し、調査研究を実施</li> <li>■ 調査結果の積極的な発信・利活用促進</li> <li>■ これまで行った調査研究の結果や収集した資料を活用し、一般国民への閲覧、啓発・教育ツールを作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 過去に調査研究結果を利活用した者からの評価を今中期目標期間に実施し、調査研究に反映(元島民の体験談の記録・収集等を実施)</li> <li>■ 調査研究結果の利活用件数の増加について、前年度の水準以上を測定し、毎年度測定初年度以上とする(実績:令和2年度実績:引用数3件、利活用数:266件)</li> <li>■ 調査研究成果について、関係機関へ周知を行う仕組みの構築、発信</li> <li>■ これまで行った調査研究の結果や収集した資料を活用し、一般国民への閲覧、啓発・教育ツールを作成</li> </ul>
(4) 元島民等の援護	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 元島民の高齢化の現状を踏まえ、元島民等の返還要求運動や後継者育成資料収集等の活動に対し、効果的な実施のための助言を含めた支援を実施</li> <li>■ 自由訪問への支援を着実に実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 元島民の活動支援のためきめ細かな助言を実施</li> <li>■ 自由訪問を適切に実施</li> </ul>
(5) 北方地域旧漁業権者等への融資	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 北方地域旧漁業権者等の特殊な事情に鑑みた親身の相談・サービスの実施</li> <li>■ 社会情勢や利用者ニーズ、利用者データに基づき、必要に応じ、融資メニュー全般の見直しを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増(実績:令和3年度 497件 平成28年度 405件)</li> <li>■ 金融再生法開示債権比率を、委託機関の平均比率以下に抑制(実績:令和3年度平均 4.11%)</li> <li>■ 融資メニューの見直しの適切な実施</li> </ul>
2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置		
(1) 業務の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 理事長が職員に対して法人のビジョンを明確に発信</li> <li>■ 事業の効果検証、廃止・新規立上げを含めた業務の改善、人員配置の見直し、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を実施</li> <li>■ 毎年度、各事業のPDCAサイクルを実効的に機能させる</li> <li>■ 委託事業は内容・効果検証に主体的に関与。助成事業も事後的なチェックを着実に実施</li> </ul>	—



項目	主な内容	指標																
(2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 運営費交付金を充当する業務について、一般管理費（人件費、公租公課、事務所賃借料及び一時経費を除く。）を5年間で7%削減</li> </ul>	—																
(3) 給与水準の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 役職員の給与水準については、適正化に計画的に取り組み、検証結果や取組状況を公表</li> <li>■ 職員の勤務成績を給与等に反映し、職員の士気向上・効率的な業務運営を図る</li> </ul>	—																
(4) 調達合理化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 調達合理化計画の着実な実施</li> <li>■ 競争性、透明性が確保される方法による一般競争入札の実施</li> <li>■ 啓発事業の受託先に対しても事業の目標を設定</li> </ul>	—																
(5) 財務内容の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 収益化単位の業務ごとの予算と実績の管理体制強化</li> </ul>	—																
(6) 内部統制の充実・強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 監事機能の実効性の向上等の内部統制の充実</li> </ul>	—																
(7) デジタル化による業務運営の効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ デジタル化による業務運営の効率化</li> </ul>	—																
3 予算、収支計画及び資金計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 中期計画予算（令和5年度～令和9年度）（単位：百万円）</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>収入</td> <td>7,142 (7,103)</td> </tr> <tr> <td>  うち運営費交付金</td> <td>5,952 (5,842)</td> </tr> <tr> <td>  うち貸付事業費補助金</td> <td>739 (714)</td> </tr> <tr> <td>  うち貸付金利息収入</td> <td>94 (198)</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>7,142 (7,103)</td> </tr> <tr> <td>  うち北方対策事業費</td> <td>4,915 (4,962)</td> </tr> <tr> <td>  うち貸付業務関係経費</td> <td>286 (397)</td> </tr> <tr> <td>  うち人件費</td> <td>1,380 (1,202)</td> </tr> </table>	収入	7,142 (7,103)	うち運営費交付金	5,952 (5,842)	うち貸付事業費補助金	739 (714)	うち貸付金利息収入	94 (198)	支出	7,142 (7,103)	うち北方対策事業費	4,915 (4,962)	うち貸付業務関係経費	286 (397)	うち人件費	1,380 (1,202)	—
収入	7,142 (7,103)																	
うち運営費交付金	5,952 (5,842)																	
うち貸付事業費補助金	739 (714)																	
うち貸付金利息収入	94 (198)																	
支出	7,142 (7,103)																	
うち北方対策事業費	4,915 (4,962)																	
うち貸付業務関係経費	286 (397)																	
うち人件費	1,380 (1,202)																	
4 短期借入金の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 一般業務勘定 年間5千万円、貸付業務勘定 年間14億円</li> </ul>	—																
5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	該当なし	—																
6 重要な財産の処分等に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供する。</li> </ul>	—																
7 剰余金の使途	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充当。</li> </ul>	—																

項目	主な内容	指標
8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
(1) 施設及び設備に関する計画	■ 啓発施設について、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜実施。	—
(2) 人事に関する方針	■ 人事・労務管理について、 <b>職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成</b> や計画的な人材の確保・育成の取組推進	—
(3) 中期目標期間を超える債務負担	■ 中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことあり。	—
(4) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策	■ 文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策への対応	—
(5) 温室効果ガスの排出の削減	■ <b>温室効果ガス削減の取組実施</b>	—

**独立行政法人北方領土問題対策協会第5期中期計画（第5期中期目標・第5期中期計画（案）・第4期中期計画）  
新旧三段表**

（赤字 / 下線は変更箇所）

第5期中期目標	第5期中期計画（案）	第4期中期計画
<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、<u>77年</u>以上にわたり今もなおロシアが法的な根拠なく占拠し続けている。</p> <p>我が国は、北方四島の帰属の問題を解決して日露平和条約を締結することを一貫した基本方針としており、首脳間の協議を始め、外交努力が重ねられて<u>きた</u>。</p> <p>粘り強い外交交渉には、北方領土問題の解決を求める国民世論の結集が不可欠であり、国民運動の一層の高揚と裾野の拡大が求められている。</p> <p>そうした中で、独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、国民世論の啓発、四島交流事業、元島民の援護、北方地域旧漁業権者等への融資等について、その政策実施機関として具体的な事業に取り組み、北方領土問題の解決の促進等を図っていく使命を負うものである。</p> <p>現在、北方領土問題については、日露関係の動きや、平均<u>87歳</u>を超えた元島民の一層の高齢化など、大きな変化の時期を迎えている。</p> <p>協会が、理事長のリーダーシップの下、そうした情勢変化を的確に見極め、知恵を絞り、政策目的や目標に立ち返って大胆かつ不断に取組の改善を重ねるとともに、政府の方針に基づき機動的な対応を可能とする体制の整備を図りながら、政策実施機関として</p>	<p>独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、<u>令和5年</u>4月1日から<u>令和10年</u>3月31日までの期間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。</p>	<p>独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「協会」という。）は、<u>平成30年</u>4月1日から<u>平成35年</u>3月31日までの期間における中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>の機能を最大化することを主眼として、この目標を定める。</p> <p>(別添)政策体系図</p> <p>2. 中期目標の期間 中期目標の期間は、<u>令和5年</u>4月1日から<u>令和10年</u>3月31日までの5年間とする。</p> <p>3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 以下のとおり、各業務(一定の事業等のまとめ)における目標を定める。このほか、個別の事業・業務のPDCAサイクルを実効的に機能させるために必要な指標については、「4. 業務運営の効率化に関する事項(1)業務の見直し」に定める初年度における業務の見直しの中で併せて検討した上で、各年度の実施計画等において設定することとし、毎年度、その達成度を検証する。</p> <p>(1) 国民世論の啓発 北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、<u>今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図る</u>という観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げる。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発 北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、<u>今後の返還運動の裾野を広げ、国民運動としての活性化を図る</u>という観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を<u>上げる</u>。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強</p>	<p>1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 国民世論の啓発 北方領土返還要求運動の中核を担う方々の一層の高齢化を踏まえ、広く国民一般の北方領土問題に対する関心と理解を得て、<u>国民運動としての運動を活性化する観点から、本中期目標期間中に目に見える効果を上げていく必要がある</u>。そのため、全国における活動の推進、青少年及び教育関係者に対する啓発等を通じた運動の担い手としての後継者育成の強化に加え、これ</p>



第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>化に加え、これまで啓発の効果が<u>相対的</u>に及んでいなかった世代の関心や理解の底上げを図ることに重点を置く。特に、<u>相対的に関心度が低い</u>若年層への情報発信に徹底的に取り組む。また、民間企業等と連携した取組も進める。</p> <p>その前提として、P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度などを定量的に把握する<u>ことが重要である。令和3年3月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」</u>においては、<u>啓発事業等に参加した若年層を対象に、事業参加後の活動継続の状況や今後の継続意向等を調査したところ、9割以上が継続意向を示し、6割が何らかの事後活動を行っていたものの、必要な資料や情報の提供、発信方法のサポートなどのフォローが必要である等の改善点も判明した。このような調査等も勘案し、</u>内閣府と連携しつつ、事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。</p> <p>北方領土返還要求運動の推進 全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果</p>	<p>化に加え、これまで啓発の効果が<u>相対的</u>に及んでいなかった<u>世代</u>の関心や理解の底上げを図る。特に、<u>相対的に関心度の低い若年層</u>への情報発信に徹底的に取り組む。</p> <p>取組の前提として、P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度<u>などを定量的に把握することが重要である。令和3年3月に内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」</u>等を勘案し、<u>内閣府と連携しつつ、初年度において事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。</u></p> <p>北方領土返還要求運動の推進 全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に</p>	<p>まで啓発の効果が<u>必ずしも十分に及んでいなかった世代、地域などについて、その関心や理解の底上げを図る。特に若年層</u>への情報発信に徹底的に取り組む。</p> <p>取組の前提として、P D C Aサイクルの実効性を確保し、効果的な事業を実施するため、国民一般の北方領土問題に対する関心度や理解度、<u>運動への参加意欲、それらへの協会事業の寄与度などを測定する調査を初年度に実施し、このほか、中期目標期間中に少なくとも2回の調査を実施する。</u></p> <p><u>また、内閣府と連携しつつ、初年度において事業の有効性や費用対効果の検証を行い、その結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を図る。</u></p> <p>北方領土返還要求運動の推進 全国各地の大会、署名活動、北方領土に触れる機会を提供する企画など北方領土返還要求運動に係る取組については、若年層など参加者の裾野の拡大や、取組の波及効果の増大に</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>の増大に重点を置く。</p> <p>北方領土返還要求全国大会については、運動における中核的な行事と捉え、大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度を高める。</p> <p>都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。</p>	<p>重点を置く。</p> <p>各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、<u>若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第2年度から段階的に実施する。</u></p> <p><u>また、各年度における県民大会等各地の事業への若年層の参加割合が前中期目標期間の年度平均の水準を上回る</u>よう、各都道府県民会議と連携し、<u>若年層の参加拡大</u>に向けた対策を各年度において<u>実施する。</u></p> <p>北方領土返還要求全国大会については、<u>大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。</u></p> <p>都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。</p> <p>これら北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信については、<u>各年度の情報発信の件数</u>を前中期目標期間最終年度比20%増とする。また、SNS等による情報発信の<u>読者数は各年度8%増、反応数は前年度比増</u>と</p>	<p>重点を置く。</p> <p>各年度における県民大会等各地の事業への若年層の参加者の割合及び初めての参加者の割合が前中期目標期間最終年度の水準を上回るよう、各都道府県民会議と連携し、<u>若年層の参加及び初めての参加の拡大</u>に向けた対策を各年度において<u>講ずる。</u></p> <p>北方領土返還要求全国大会については、<u>協会における一連の運動の推進及び啓発の取組に活かす観点から、協会の関与の在り方の見直し、</u>大会の成果の効果的な情報発信などを通じ、北方領土問題に対する国民の関心度や理解度の向上に努める。</p> <p>都道府県等における取組の推進については、取組事例の情報収集・発信の強化などにより、全国各地の取組の見える化、地域間の取組の情報共有・連携を進める。</p> <p>これら北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関するSNS等による情報発信については、<u>各年度の件数</u>を前中期目標期間最終年度比20%増とする。また、SNS等による情報発信の<u>読者数又は反応数(媒体・ツール当たり)</u>については、前</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>青少年や教育関係者に対する啓発 全国の青少年が、元島民等を交え、北方領土問題に対する積極的な意見交換を行う機会づくりやその成果の発信強化などにより、青少年の主体的な問題意識や活動への参加意欲を醸成する。</p> <p>また、学習指導要領の改訂を踏まえ、協会が作成する学習教材集の利活用、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有、その実践などを促進する。</p> <p>国民一般に対する情報発信 民間企業等とも連携しながら、北方領土問題に関する情報発信を大胆に強化することにより、<u>北方領土問題に触れる機会を提供し</u>、国民一般の関心と理解を広げる。その際、情報発信の対象は若年層に重点化するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。SNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具</p>	<p>するよう努める。</p> <p>青少年や教育関係者に対する啓発 返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。</p> <p>学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。</p> <p>国民一般に対する情報発信 広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。<u>その際、情報発信の対象は若年層に重点化</u>するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を行う。<u>SNSの活用を始め発信ツールの多様化・高度化に積極的に対応するなど、効果的な発信方法を不断に検討する。具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それ</u></p>	<p><u>中期目標期間最終年度比10%増</u>とするよう努める。</p> <p>青少年や教育関係者に対する啓発 返還要求運動の後継者として期待される全国の青少年を対象に、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、自ら解決策等を考え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施し、その成果の発信強化などにより、問題の関心と理解を深め、主体的な問題意識や活動への参加意欲の醸成を図る。</p> <p>学習指導要領の改訂を踏まえ、教育関係者による指導方法に関する研究や情報共有などを促進するとともに、協会が作成している学習教材集の利活用を促進し、当該学習教材集のダウンロード数を前年度比増とするよう努める。</p> <p>国民一般に対する情報発信 広く国民が北方領土問題に触れる機会を提供し、国民一般の問題への関心と理解を広げるため、情報発信を大胆に強化する。<u>特に、情報発信の対象として若年層を重点化</u>するとともに、地域ごとの特性なども考慮した発信を図る。<u>具体的情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。また、新たなSNSなどの従来活用していなかった発</u></p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>体の情報発信に当たっては、訴求対象を明確にした上で、それに応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。</p> <p><u>また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。</u></p> <p>これらの取組に当たっては、<u>各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指し</u>、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。</p> <p>また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。北方館等の啓発施設についても、情報発信の強化などにより、集客力を向上させる。</p>	<p><u>に応じた啓発内容や媒体をきめ細かく検討し、実施する。</u></p> <p><u>また、四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。</u></p> <p>これらの取組に当たっては、<u>各種啓発事業について、特に若年層の割合の増加を目指し</u>、これまで運動に参加したことのない国民が接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。</p> <p>また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間企業等から協会の取組への協力を得られるよう努める。</p> <p>北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年度の集客数が<u>前中期目標期間の新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた年度平均の水準</u>を上回るよう努める。</p>	<p><u>信ツールを用いるなど、発信ツールの多様化・高度化への積極的な対応を含め、効果的な発信方法を不断に検討する。</u></p> <p>これらの取組に当たっては、<u>例えば協会の愛称を定めるなど</u>、これまで運動に参加したことのない国民にも接しやすいような啓発の在り方を検討し、実施する。</p> <p>また、北方領土隣接地域の事業と連携するなどにより、北方領土を直接見る機会の増加も含め、実感を伴った理解の浸透にも取り組む。民間企業等との連携を進め、内閣府の協力も得つつ、啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度、新たに民間企業等から協会の取組に対する協力を得られるよう努める。<u>なお、例えば、先の大戦の関連資料等を保有する機関などとの連携についても検討する。</u>北方領土を目で見る運動の一環として設置された北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の啓発施設については周辺の観光客の動向などの外部環境も踏まえ、情報発信の強化などにより、各年度の集客数が<u>前中期目標期間の年度平均の水準</u>を上回るよう努める。</p>

第 5 期中期目標	第 5 期中期計画（案）	第 4 期中期計画
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>各種事業の実施効果の検証方法等について検討を行い、効果検証の結果等に基づき、P D C A サイクルの実効性を確保する。</u></li> <li>・ 北方領土返還要求全国大会や都道府県等の北方領土返還要求運動に係る取組その他北方領土問題等に関する SNS 等による各年度の情報発信の件数を前中期目標期間最終年度比 20% 増とする。[ 参考 <u>令和 3 年度実績：532 件</u> ]</li> <li>・ <u>各年度における SNS 等による情報発信について、読者数各年度 8 % 増、反応数は前年度比増とする。[ 参考 <u>令和 3 年度協会 SNS 読者数：ツイッター 112,392 件 / フェイスブック 13,272 件 / インスタグラム 274 件</u> ]</u></li> <li>・ <u>各年度における県民大会等各地の事業への参加者について、若年層の参加割合増加のための仕組みを構築し、本中期目標期間第 2 年度から段階的に実施する。</u></li> <li>・ <u>また、</u>各年度における県民大会等各地の事業への参加者 <u>について</u>、若年層の割合が前中期目標期間 <u>の年度平均</u> の水準を上回るよう、協会は、若年層の参加の拡大に向けた対策を毎年度実施する。[ 参考 <u>平成 30 年度～令和 3 年度</u> の県民大会平均：若年層参加割合 <u>25%</u> ]</li> <li>・ 全国の青少年が、元島民や隣接地域の地方自治体等を交え、主体的に意見交換を行う事業を毎年度実施する。</li> <li>・ 協会 HP に掲載する学習教材集のダウンロード</li> </ul>		



第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>ド数を前年度比増とする。<u>[参考 令和3年度の協会 HP 掲載学習教材集ダウンロード件数：2.3万件]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>啓発グッズの設置やイメージキャラクター「エリカちゃん」とのコラボレーション、啓発イベントの連携など、毎年度新たに民間企業等から協会の取組への協力を得る。</li> <li>北方館、別海北方展望塔及び羅臼国後展望塔の各年度の集客数について、前中期目標期間の<u>新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた</u>年度平均の水準を上回るものとする。<u>[参考 新型コロナウイルス感染症により集客数が減少した令和2、3年度を除いた実績平均：北方館 14.6万人、別海北方展望塔 7.6万人、羅臼国後展望塔 3.4万人]</u></li> <li><u>四島交流事業等使用船舶の利活用を通じ、北方領土問題に関する関心や理解を広げるための取組を促進する。</u></li> </ul> <p>[指標設定の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元島民の一層の高齢化を踏まえ、北方領土問題の解決に向けた意志を次代に引き継ぐためには、国民運動として運動を活性化していくことが重要。取組のPDCAサイクルを実効的に機能させるため、北方領土問題の解決に向けた国民世論が全体としてどの程度形成されているか、国民一般の理解度や関心度に関連する指標を設定し、それらの到達度について評価するこ</li> </ul>		

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>とを基本とする。<u>また、内閣府が実施した「新たな時代における北方領土返還要求運動の在り方に関する調査結果」</u>においては、<u>啓発事業等に参加した若年層を対象に、事業参加後の活動継続の状況や今後の継続意向等を調査したところ、9割以上が継続意向を示し、6割が何らかの事後活動を行っていたものの、必要な資料や情報の提供、発信方法のサポートなどのフォローが必要である等の改善点も判明した。このようなことから、必要な取組について検討し、指標の追加・修正等を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>また、これまで啓発の効果が<u>相対的に</u>及んでいなかった世代への啓発の重点化<u>及び元島民の一層の高齢化</u>に伴い、SNS等による情報発信量や運動への若年層の<u>更なる</u>参加、啓発の波及効果を高めるための民間企業等との連携に関する指標を設定しているほか、協会の取組成果等が利活用されているかという観点での指標を設定。</li> </ul> <p>【重要度：高】</p> <p>これまで北方領土返還要求運動の中核を担ってきた元島民の高齢化が一層進む中で、北方領土問題の解決に向けた強い意志が世代を超えて共有されることが必要。そのため、あらゆる地域、世代の国民、とりわけ次代を担う若い世代の北方領土問題に対する理解を深め、関心を高めていくことが急務であり、目に見える効果を上げることが必要。</p>		

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>【<b>困難度</b>：高】</p> <p>問題への関心が相対的に低い層に情報を届け、関心と理解の底上げを図ることは容易なことではない。北方領土問題に対する関心や理解の度合いなどは、その時々<sup>1</sup>の社会情勢など外部要因による影響も想定される。評価においてそうしたことも考慮することを前提に、本中期目標期間において<b>も</b>目に見える効果を上げていく必要から、チャレンジングな目標を設定。</p> <p>(2) 四島交流事業</p> <p>北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p> <p>加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図るとともに、事業成果についての徹底かつ継続的な情報発信(事業参加者による積極的な発信の推進を含む。) 事業参加者による事後活動を推進する。</p> <p>交流プログラムについては、参加者のニーズ</p>	<p>(2) 四島交流事業</p> <p>北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p> <p>加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を<b>広げる</b>上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。<b>各事業に関連する情報発信を積極的に行うため、従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための工夫を行う。また、事業に関連</b></p>	<p>(2) 四島交流事業</p> <p>北方領土問題の解決を含む日露間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、問題の解決に寄与するため、関係機関・団体と連携し、各年度の計画に基づき、各回の北方四島在住ロシア人と元島民、返還運動関係者等との相互交流を着実に実施する(<u>外部要因による中止等を除く。</u>)。特に、日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p> <p>加えて、国民世論の啓発への波及効果を高める観点から、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を<b>広げていく</b>上で有益な者の参加や交流プログラムの工夫を図る。<b>また、各事業に関連する情報を積極的かつ継続的に発信し(協会による発信に加え、事業参加者による発信も含む。)</b> SNSによる発信であれば一事業当たり</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>も踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進につながる内容とする。</p> <p>毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度の計画に基づき、各事業を適切に実施する(日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。)</li> <li>各事業に関連する情報発信を積極的に<u>行うため、協会は従来よりも多様な媒体を用いた発信など、より多くの国民の関心を喚起するための</u></li> </ul>	<p><u>する情報発信が一事業あたり協会から100件以上、参加者(50人を想定)から300件以上行われるよう必要な措置を講ずる。</u></p> <p>交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進<u>に加え</u>、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。</p> <p><u>前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。</u></p> <p>毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。</p>	<p>550件以上(他の方法による発信の場合はこれに準ずる。)行うよう必要な措置を講ずる。</p> <p>交流プログラムについては、参加者のニーズも踏まえつつ、学術・文化・スポーツなどの専門家・団体とも連携し、相互理解の一層の増進<u>につながるとともに</u>、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。また、国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を広げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。</p> <p><u>事業参加者の事後活動について発信する仕組みを検討し、本中期目標期間第4年度からの本格実施を図る。</u></p> <p>毎年度の事業のPDCAサイクルをより実効的に機能させるため、関係団体等の意見を聞きながら、課題と改善策をとりまとめて内閣府に報告し、改善の実現を図る。</p>

第 5 期中期目標	第 5 期中期計画（案）	第 4 期中期計画
<p><u>工夫を行う。また、事業に関連する情報発信が事業あたり協会から 100 件以上、参加者（50 人を想定）から 300 件以上行われるよう、協会は必要な措置を講ずる。[参考：平成 30 年度平均 352 件、令和元年度平均 333 件（令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止）]</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民一般の北方領土問題に関する関心や理解を上げる上で有益な参加者について検討し、それらの者が参加する交流事業を毎年度実施する。</li> <li>交流プログラムについて、相互理解の増進に加え、国民世論の啓発への波及効果の増大にも資する企画を毎年度検討し、実施する。[参考 <u>令和 3 年度実績：0 回（平成 30 年度、令和元年度は各年度 1 回実施、令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により事業中止）</u>]</li> <li><u>前中期目標期間において構築した、事業参加者による事後活動について発信する仕組みについて、効果を検証し、改善を実施する。</u></li> </ul> <p>[ 指標設定の考え方 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本事業については、毎年度運用の細部も含めて事業を検証し、改善を行うこととしているが、その改善策を講じていく中で、各年度の計画に基づいて事業を適切に実施していくことが第一の目標である。特に、本中期目標期間においては、内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情</li> </ul>		



第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>勢変化に柔軟に対応していくことが肝要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>その上で、相互理解の増進のため、交流プログラムの更なる工夫に関する指標に加え、国民一般の関心や理解の広がりにもつながるよう、参加者の事後活動を含めた事業の情報発信の強化などに関する指標を設定。</li> </ul> <p>(3) 調査研究</p> <p>北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。各調査研究成果については、積極的に発信し、利活用を促進する。<u>また、調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせ、一般国民の閲覧に供したり、啓発・教育のためのツールとして活用したりできるものとする。</u></p>	<p>(3) 調査研究</p> <p>北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、<u>北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。その際には、前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。</u></p> <p><u>前中期目標期間に得た評価の多くが、元島民の資料収集事業を評価する意見であった。このような意見及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、今中期目標期間においては、元島民の体験談の記録・収集等を行う。あわせて、本事業の安定的な実施を確保するための体制整備も行う。</u></p> <p><u>調査研究成果については、積極的に発信し利活用を推進するとともに、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、前年度の水準以上とするよう努める。また、調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わ</u></p>	<p>(3) 調査研究</p> <p>北方領土の現状や北方領土問題の経緯などに関する情報・資料を保有する機関として、<u>本中期目標期間第2年度までに、これまでの調査研究結果を整理し、一覧化して協会ホームページに掲載し、それに対するアクセスの利便性向上を進める。</u></p> <p><u>北方領土や北方領土問題の最新動向を踏まえ、関係機関等にとって最も関心の高いテーマを選定して調査研究を実施する。調査研究成果については、積極的に発信しつつ利活用を促進し、本中期目標期間第3年度までに、調査研究結果を利活用した者から調査研究内容についての評価を得る方策の導入を図る。また、各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、その翌年度以降、各年度において最初の測定年度以上の水準とするよう努める。</u></p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>前中期目標期間に得た、調査研究結果を利活用した者からの調査研究内容についての評価を踏まえ、今中期目標期間に実施する調査研究に反映させる。</u></li> <li>・ 各年度における調査研究結果の引用・利活用の件数を測定し、<u>前年度の水準以上とする。[参考 令和2年度実績:引用数3件、利活用数:266件]</u></li> <li>・ <u>調査研究結果について、県民会議等の返還要求運動に携わる関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。</u></li> <li>・ <u>調査研究の結果や収集資料等を組み合わせた啓発資料・教育のためのツールを作成する。</u></li> </ul> <p>[指標設定の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究の内容が関係機関等において役立つものとなっているか、また、より多く利活用されているかという点に関する指標を設定。</li> </ul> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動につ</p>	<p><u>る関係機関等へ周知を行う仕組みを構築し、積極的に周知を行う。</u></p> <p><u>調査研究の結果や収集資料を有機的に組み合わせた啓発・教育のためのツールを作成する。</u></p> <p>(4) 元島民等の援護</p> <p>元島民等が置かれている特殊な事情及び元島民の高齢化が進んでいる現状に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や後継者育成等の活動につ</p>	<p>(4) 元島民等の援護</p> <p>元島民等が置かれている特殊な事情に鑑み、元島民等が行う返還要求運動や資料収集等の活動について、それぞれの活動がより効果的に実</p>

第5期中期目標	第5期中期計画（案）	第4期中期計画
<p>いて、より効果的な実施のための助言を含めた支援を行う。</p> <p>北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について着実に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元島民等の活動支援について、活動ごとに効果的な実施等のための助言をきめ細かく実施する。</li> <li>自由訪問への支援について、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する（日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針に基づき、体制の整備も含め、機動的に対応することを含む。外部要因により中止される場合を除く。）</li> </ul> <p>[ 指標設定の考え方 ]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>元島民等の活動支援については、元島民等の北方領土や北方領土問題への思いを多くの人々や次世代に伝えていくため、財政的支援のみならず、効果的な実施等のための助言を行うことを目標として明示。</li> <li>自由訪問への支援については、各年度の計画に基づいて着実に実施することが重要であり、</li> </ul>	<p>いて、それぞれの活動がより効果的に実施されるよう助言を含めた支援をきめ細かく行う。</p> <p>北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、<u>日露関係等の情勢変化に応じた内閣府等の方針等に機動的かつ適切に対応することを前提として</u>、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p>	<p>施されるよう、助言を含めた支援を行う。</p> <p>北方四島へのいわゆる自由訪問への支援について、<u>外部要因による中止等を除き</u>、各年度の計画に基づき、各回、適切に実施する。特に、航空機による特別墓参など、その時々の日露関係の変化等に応じた内閣府等からの方針に基づき、体制の整備も含め、機動的かつ適切に対応する。</p>

第 5 期中期目標	第 5 期中期計画（案）	第 4 期中期計画
<p>特に、本中期目標期間においては、航空機を利用した墓参を中心とする自由訪問（いわゆる航空機による特別墓参）など、その時々の内閣府等の方針に基づき、日露関係などの情勢変化に適切に対応していくことが必要。</p> <p>（ 5 ）北方地域旧漁業権者等への融資            北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になってきめ細かな相談やサービスを行う。</p> <p>融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。<u>見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定する。</u></p> <p>また、関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年</li> </ul>	<p>（ 5 ）北方地域旧漁業権者等への融資            北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行い、個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増となるよう努める。</p> <p>関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。</p> <p>融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。<u>見直しに当たっては、現在の融資メニュー全般にわたり、その実際の利用者の年齢、居住地域、収入状況、利用目的、借入額等を資金種類別にデータ化して分析を行うとともに、各種説明会等での資格者からの要望等や公的機関等の統計データを勘案し、不断に検討を行い、関係機関とも協議の上、できる限り早期に改定の具体的な内容等を決定するよう努める。</u></p> <p><u>融資事業継続の基礎となる貸付業務勘定の財</u></p>	<p>（ 5 ）北方地域旧漁業権者等への融資            北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律（昭和 36 年法律第 162 号）に基づき、融資事業を適切に行う。その際、北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって融資に係るきめ細かな相談やサービスを行い、個別の融資対象者の事業の経営と生活の安定に向けた相談等の件数を前中期目標期間最終年度比増となるよう努める。</p> <p>関係金融機関との連携を強化し、制度利用の活性化・円滑化を進める。</p> <p>融資メニューについては、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、見直しを行う。</p>

第5期中期目標	第5期中期計画（案）	第4期中期計画
<p>度比増とする。[参考 <u>令和3年度</u>融資相談件数：497件]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各年度において、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。[参考 <u>令和3年度平均金融再生法開示債権比率実績：4.11%</u>]</li> <li>社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを実施する。</li> </ul> <p>[指標設定の考え方]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北方地域旧漁業権者等が置かれている特殊な地位等に鑑み、親身になって事業の経営や生活の安定に向けてきめ細かく相談等に応じることにより、政策金融としての信頼を向上させていくことが必要。</li> <li><u>継続的・安定的に低利融資を行うため、融資事業の目的と社会情勢に応じた適切な貸付審査と貸付後の債権回収状況の把握が必要。</u></li> <li>融資事業が、北方地域旧漁業権者等の事業経営や生活の安定に資するものであるため、社会情勢や利用者ニーズを適切に踏まえ、必要に応じ、融資メニューの見直しを行うことを明示。</li> </ul> <p>4. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p>(1) 業務の見直し</p> <p>本中期目標期間初年度において、理事長がリ</p>	<p><u>務内容健全性維持のため、債権管理を適切に行い、各年度において、貸付債権に占める金融再生法開示債権の比率を協会と取引のある委託金融機関の平均金融再生法開示債権比率以下に抑制する。</u></p> <p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 業務の見直し</p> <p>本中期目標期間初年度において、<u>理事長がリ</u></p>	<p>2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 業務の見直し</p> <p>本中期目標期間初年度において、国民世論の</p>



第 5 期中期目標	第 5 期中期計画（案）	第 4 期中期計画
<p>リーダーシップを<u>発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し</u>、国民世論の啓発を中心に、事業の有効性や費用対効果の検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、<u>人員配置の見直し</u>、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に行う。なお、本中期目標が設定している指標等において行うこととしている業務も含めて見直しを行うこととし、見直しの結果に基づき、必要に応じ、指標の修正等を行う。</p> <p>また、各事業の P D C A サイクルを毎年度実効的に機能させていく。</p> <p>効果的な事業の実施のため、委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点から事後的な確認を着実に行う。</p> <p>( 2 ) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、<u>公租公課、事務所賃借料</u>及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図</p>	<p><u>リーダーシップを発揮するため、職員に対して法人のビジョンを明確に発信し</u>、国民世論の啓発を中心に、<u>本中期目標</u>の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性や費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止や新規事業の創設、<u>人員配置の見直し</u>、職員の関与の合理化を含む改善・効率化を徹底的に図るとともに、各事業の P D C A サイクルを毎年度実効的に機能させるよう努める。業務の見直しを踏まえ、<u>必要に応じて</u>、各年度計画等において適切に業務の具体化を<u>図る</u>。</p> <p>委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実に行う。</p> <p>( 2 ) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（人件費、<u>公租公課、事務所賃借料</u>及び一時経費を除く。）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率</p>	<p>啓発を中心に、<u>中期目標</u>の指標等において行うこととされている業務も含めた事業の有効性、費用対効果についての検証を行う。検証結果に基づき、既存事業の廃止、新規事業の創設、職員の関与の合理化を含む改善・効率化の徹底を図るとともに、各事業の P D C A サイクルを毎年度実効的に機能させるよう努める。業務の見直しを踏まえ、各年度計画等において適切に業務の具体化を<u>図っていく</u>。</p> <p>委託事業については、実施内容やその効果検証に主体的に関与するとともに、助成事業については、所期の目的が達成されているか等の観点からの事後的な確認を着実に行う。</p> <p>( 2 ) 業務運営の効率化に伴う経費節減等</p> <p>運営費交付金を充当する業務について、業務の効率化を進めることなどにより、一般管理費（<u>人件費及び一時経費を除く。</u>）は、本中期目標期間最終年度における当該経費の総額を、前中期目標期間最終年度に対して、7%削減する。また、業務経費（特殊要因に基づく経費、一時経費及び四島交流等事業に要する備船・運航に係る経費を除く。）については、毎年度、前年度比 1%の経費の効率化を図る。</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>る。</p> <p>(3) 給与水準の適正化          役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。</p> <p>(4) 調達合理化等          公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しなどを図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施</p>	<p>化を図る。</p> <p>(3) 給与水準の適正化          役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。</p> <p>(4) 調達合理化等          公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しな</p>	<p>(3) 給与水準の適正化          役職員の給与水準については、政府の方針を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分に考慮し、手当を含めた役員の報酬、職員の給与の在り方について検証した上で適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。</p> <p>また、職員の勤務成績を給与等に反映することにより、職員の士気を向上させ、より効率的な業務運営を図る。</p> <p>(4) 調達合理化等          公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定した「調達等合理化計画」を着実に実施する。契約は原則として一般競争入札等(競争入札及び企画競争入札・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。以下同じ。)によることとし、一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。</p> <p>一者応札の縮減のため、十分な公告期間の確保や、新規参入者を考慮した仕様書の見直しな</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を求める。</p> <p>5. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>独立行政法人会計基準等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされていることを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>6. その他業務運営に関する重要事項</p> <p>(1) 内部統制の充実・強化</p> <p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化、文書主義の徹底を進める。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・</p>	<p>を図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を<u>求める</u>。</p> <p>(5) 財務内容の改善</p> <p><u>独立行政法人会計基準等</u>により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則と<u>されている</u>ことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p>(6) 内部統制の充実・強化</p> <p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・</p>	<p>を図る。また、国民世論の啓発等の事業の実施に係る調達に当たって、受託先に対しても事業の目標設定を<u>求める手法について検討し、実施する</u>。</p> <p>(5) 財務内容の改善</p> <p><u>独立行政法人会計基準の改訂等</u>により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則と<u>された</u>ことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を強化する。</p> <p><u>財務内容等の透明性を確保し、協会の活動に対する理解促進を図る観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実を進める。</u></p> <p><u>更なる自己収入の確保のための方策について、具体的な検討を行う。</u></p> <p>(6) 内部統制の充実・強化</p> <p>法人としての説明責任を十分に果たすため、理事長等からの指揮命令系統や情報伝達・共有の仕組みなど意思決定プロセスを明確化するとともに、文書主義の徹底を図る。</p> <p>業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、財務報告等の信頼性を確保する内部統制の充実・強化のため、監事と内部統制推進部門との連携等による監事機能の実効性の更なる向上や、前中期目標期間中に整備した内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・</p>

第 5 期中期目標	第 5 期中期計画（案）	第 4 期中期計画
<p>検証を通じた不断の見直しに取り組む。</p> <p>( 2 ) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策</p> <p>内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、法令の改正や行政機関における運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置をとる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備する。これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。対策の実施状況を毎年度把握し、P D C A サイクルにより対策の改善を図る。</p> <p>( 3 ) 人事・労務管理</p> <p>情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、<b>職員の意向もより踏まえた柔軟な人員配置を通じたキャリア形成</b>や計画的な人材の確保・育成の取組を進める。また、上述の業務の大胆な効率化と相ま</p>	<p>検証を通じた不断の見直しを図る。</p> <p>( 7 ) デジタル化による業務運営の効率化</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、P M O (ポータルフォリオ・マネジメント・オフィス)<b>等の体制整備</b>を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。</p> <p>3 . 予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4 . 短期借入金の限度額</p> <p>【一般業務勘定】</p> <p>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。</p> <p>【貸付業務勘定】</p> <p>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。</p> <p>5 . 不要財産又は不要財産となることが見込まれる</p>	<p>検証を通じた不断の見直しを図る。</p> <p>( 7 ) デジタル化による業務運営の効率化</p> <p>デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、P M O (ポータルフォリオ・マネジメント・オフィス)<b>の設置等の体制整備</b>を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。</p> <p>3 . 予算(人件費の見積もりを含む。) 収支計画及び資金計画 別紙</p> <p>4 . 短期借入金の限度額</p> <p>【一般業務勘定】</p> <p>運営費交付金の出入に時間差が生じた場合、不測な事態が生じた場合等に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間5千万円とする。</p> <p>【貸付業務勘定】</p> <p>貸付に必要な資金に充てるため、短期借入金を借り入れできることとし、その限度額を年間14億円とする。</p> <p>5 . 不要財産又は不要財産となることが見込まれる</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>って、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を行う。</p> <p>(4) デジタル化による業務運営の効率化 デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和3年12月24日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、PMO(ポートフォリオ・マネジメント・オフィス)等の体制整備を行う。また、情報システムについては、投資対効果を精査した上で整備する。</p> <p><b>(5) 温室効果ガスの排出の削減</b> <b>温室効果ガス削減のための取組を実施する。</b></p>	<p>財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし</p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p> <p>7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。</p> <p>(2) 人事に関する計画 方針 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、<b>職員の意向もより踏まえた柔軟</b></p>	<p>財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画 該当なし</p> <p>6. 重要な財産の処分等に関する計画 低利な資金調達を可能にするため、長期借入金の借入先金融機関に対し、基金資産10億円を担保に供するものとする。</p> <p>7. 剰余金の使途 剰余金は、職員の研修機会の充実、分かりやすい情報提供の充実等に充てる。</p> <p>8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項 (1) 施設及び設備に関する計画 啓発施設について、業務の適正かつ効率的な実施の確保のため、業務実施上の必要性及び当該施設の老朽化等に伴う施設の整備改修等を適宜行う。</p> <p>(2) 人事に関する計画 方針 情勢変化に柔軟に対応するとともに、常に新たな発想をもって業務を遂行していくため、また、組織としての国際的なコミュニケーション能力を向上するため、研修への参加の奨励や外部組織との人材交流の検討等を含め、計画的な人材の確保・育成を図</p>



第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
	<p data-bbox="904 177 1444 448"><u>な人員配置を通じたキャリア形成</u>や計画的な人材の確保・育成を図る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。</p> <p data-bbox="931 517 1128 544">人員に係る指標</p> <p data-bbox="913 564 1039 592">(参考1)</p> <p data-bbox="943 612 1308 639">1) 期首の常勤職員数 <u>22人</u></p> <p data-bbox="943 660 1308 687">2) 期末の常勤職員数 <u>23人</u></p> <p data-bbox="913 756 1039 783">(参考2)</p> <p data-bbox="931 804 1379 831">中期目標期間中の人件費総額見込み</p> <p data-bbox="972 852 1444 927">【法人単位】 <u>1,136百万円</u>(非常勤役員報酬を除く)</p> <p data-bbox="831 995 1301 1023">(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <p data-bbox="848 1043 1444 1166">中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p> <p data-bbox="831 1235 1444 1310">(4) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策</p> <p data-bbox="848 1331 1444 1501">内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における</p>	<p data-bbox="1585 177 2125 400">る。また、上述の業務の大胆な効率化と相まって、長時間労働の防止、育児・介護等との両立支援等の働き方改革を進め、職員の士気の向上、働きやすい職場環境の整備を図る。</p> <p data-bbox="1603 517 1800 544">人員に係る指標</p> <p data-bbox="1585 564 1711 592">(参考1)</p> <p data-bbox="1615 612 1980 639">1) 期首の常勤職員数 <u>19人</u></p> <p data-bbox="1615 660 1980 687">2) 期末の常勤職員数 <u>19人</u></p> <p data-bbox="1585 756 1711 783">(参考2)</p> <p data-bbox="1603 804 2051 831">中期目標期間中の人件費総額見込み</p> <p data-bbox="1644 852 2116 927">【法人単位】 <u>1,010百万円</u>(非常勤役員報酬を除く)</p> <p data-bbox="1503 995 1973 1023">(3) 中期目標期間を超える債務負担</p> <p data-bbox="1520 1043 2116 1166">中期目標期間中の業務を効率的に実施するために、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。</p> <p data-bbox="1503 1235 2116 1310">(4) 公文書管理、個人情報保護、情報公開、情報セキュリティ対策</p> <p data-bbox="1520 1331 2116 1501">内部統制の充実・強化と連動して、法人文書の管理、個人情報の保護、情報公開について、法令等に基づき、適正に対応する。その際、内閣府の協力を得つつ、法令の改正や行政機関における</p>

第5期中期目標	第5期中期計画(案)	第4期中期計画
	<p>運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努めるとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより対策の改善に努める。</p> <p><u>(5) 温室効果ガスの排出の削減</u> <u>温室効果ガス削減のための取組を実施する。</u></p>	<p>運用の動向等を十分に踏まえ、規程の整備や組織としての意識・対応力を向上させるための措置を講ずる。</p> <p>情報セキュリティ対策については、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関係規程類を適時適切に見直し、整備することに努めるとともに、これに基づき、情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化を図るとともに、対策の実施状況を毎年度把握し、P D C Aサイクルにより対策の改善に努める。</p>

独立行政法人北方領土問題対策協会 第5期中期計画(第5期中期計画(案)・第4期中期計画)(別紙)  
新旧対照表

(赤字/下線は変更箇所)

第5期中期計画(案)									第4期中期計画								
(別紙1-1)									(別紙1-1)								
中期計画予算 (令和5年度~令和9年度)									中期計画予算 (平成30年度~平成34年度)								
(法人全体) (単位:百万円)									(法人全体) (単位:百万円)								
区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定 (補助金)	区 分	金 額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定 (補助金)
		国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業				国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業	
収 入									収 入								
運営費交付金	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—	—	5,842	2,545	1,475	40	1,308	474	—	—	—
貸付事業費補助金	739	—	—	—	—	—	—	739	714	—	—	—	—	—	—	—	714
貸付金利息収入	94	—	—	—	—	—	—	94	198	—	—	—	—	—	—	—	198
受託収入	354	—	—	—	—	—	354	—	346	—	—	—	—	—	346	—	—
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—	—	3	—	3	—	—	—	—	—	—
事業外収入	9	—	—	—	—	—	0	9	1	—	—	—	—	0	—	—	1
計	7,142	2,485	1,426	134	1,504	406	354	833	7,103	2,545	1,478	40	1,308	474	346	912	912
支 出									支 出								
北方対策事業費	4,915	2,163	1,235	116	1,400	—	—	—	4,962	2,296	1,360	37	1,269	—	—	—	—
貸付業務関係経費	286	—	—	—	—	—	—	286	397	—	—	—	—	—	—	—	397
一般管理費	208	—	—	—	—	138	—	70	196	—	—	—	—	128	—	—	68
人件費	1,380	322	191	17	104	268	—	478	1,202	249	118	3	39	346	—	—	447
役員等給与等	1,308	322	191	17	104	235	—	439	1,166	249	118	3	39	317	—	—	439
退職手当	72	—	—	—	—	33	—	39	37	—	—	—	—	29	—	—	8
受託業務費	354	—	—	—	—	—	354	—	346	—	—	—	—	—	346	—	—
計	7,142	2,485	1,426	134	1,504	406	354	833	7,103	2,545	1,478	40	1,308	474	346	912	912

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、令和5年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、30年度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するものである。

第 5 期中期計画 (案)	第 4 期中期計画
<p>[ 人件費の見積り ]</p> <p>期間中総額 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{一般業務勘定 } 746 \text{ 百万円} \\ \text{貸付業務勘定 } 390 \text{ 百万円} \end{array} \right.</math> を支出する。</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>[ 運営費交付金算定方法 ] ルール方式を採用</p> <p>[ 運営費交付金の算定ルール ]</p> <p>毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。</p> <p>運営費交付金 = 人件費 + ( 北方対策事業費 + 一般管理費 ) × ( 消費者物価指数 ) - 自己収入見積額 + ( 特殊要因増減 )</p> <p>人件費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金 + 退職手当</p> <p>基本給等 = 前年度の <u>基本給等</u> ( 役員報酬 + 職員基本給 + 職員諸手当 + 超過勤務手当 ) × ( 1 + 給与改定率等 )</p> <p>一般管理費 = 前年度の一般管理費 ( <u>特殊要因、公租公課及び事務所賃借料を除く</u> ) × 1 ( 効率化係数 ) + ( <u>特殊要因増減</u> )</p> <p>北方対策事業費 = 前年度の事業経費 ( <u>特殊要因を除く</u> ) × 2 ( 効率化係数 ) × ( 政策係数 ) + ( <u>特殊要因増減</u> )</p> <p>1、 2、 、 、 については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。</p> <p>1 ( 効率化係数 ) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1.442% 程度の業務効率化を図る。</p> <p>2 ( 効率化係数 ) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して 1 % 程度の業務の効率化を図る。</p>	<p>[ 人件費の見積り ]</p> <p>期間中総額 <math>\left\{ \begin{array}{l} \text{一般業務勘定 } 620 \text{ 百万円} \\ \text{貸付業務勘定 } 390 \text{ 百万円} \end{array} \right.</math> を支出する。</p> <p>ただし、上記の額は、役員報酬（非常勤役員報酬を除く。）並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。</p> <p>[ 運営費交付金算定方法 ] ルール方式を採用</p> <p>[ 運営費交付金の算定ルール ]</p> <p>毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。</p> <p>運営費交付金 = 人件費 + ( 北方対策事業費 + 一般管理費 ) × ( 消費者物価指数 ) - 自己収入見積額 + ( 特殊要因増減 )</p> <p>人件費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金 + 退職手当</p> <p>基本給等 = 前年度の ( 役員報酬 + 職員基本給 + 職員諸手当 + 超過勤務手当 ) × ( 1 + 給与改定率等 )</p> <p>一般管理費 = 前年度の一般管理費 × 1 ( 効率化係数 )</p> <p>北方対策事業費 = 前年度の事業経費 × 2 ( 効率化係数 ) × ( 政策係数 )</p> <p>1、 2、 、 、 については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。</p> <p>1 ( 効率化係数 ) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比 1.442% 程度の業務の効率化を図る。</p> <p>2 ( 効率化係数 ) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して 1 % 程度の業務の効率化を図る。</p>

第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>(消費者物価指数): 前年度における実績値を使用。</p> <p>(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性主務大臣等の評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。</p> <p>(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。</p> <p>〔注記〕  中期計画予算の見積もりに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については98.558%、北方対策事業費については99.0%、政策係数の<u>伸び率</u>を0%と仮定して計算している。</p>	<p>(消費者物価指数): 前年度における実績値を使用。</p> <p>(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性主務大臣等の評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。</p> <p>(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。</p> <p>〔注記〕  中期計画予算の見積もりに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については98.558%、北方対策事業費については<u>効率化係数</u>を99.0%、政策係数を0%と仮定して計算している。</p>



第5期中期計画(案)

(別紙1-2)

中期計画予算  
(令和5年度~令和9年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
収 入							
運営費交付金	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—
受託収入	354	—	—	—	—	—	354
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
計	6,309	2,485	1,426	134	1,504	406	354
支 出							
北方対策事業費	4,915	2,163	1,235	116	1,400	—	—
一般管理費	138	—	—	—	—	138	—
人件費	903	322	191	17	104	268	—
役職員等給与等	869	322	191	17	104	235	—
退職手当	33	—	—	—	—	33	—
受託業務費	354	—	—	—	—	—	354
計	6,309	2,485	1,426	133	1,504	406	354

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

[ 人件費の見積り ]

期間中総額 746百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[ 運営費交付金算定方法 ] ルール方式を採用

[ 運営費交付金の算定ルール ]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

第4期中期計画

(別紙1-2)

中期計画予算  
(平成30年度~平成34年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
収 入							
運営費交付金	5,842	2,545	1,475	40	1,308	474	—
受託収入	346	—	—	—	—	—	346
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
計	6,191	2,545	1,478	40	1,308	474	346
支 出							
北方対策事業費	4,962	2,296	1,360	37	1,269	—	—
一般管理費	128	—	—	—	—	128	—
人件費	755	249	118	3	39	346	—
役職員等給与等	1,166	249	118	3	39	317	—
退職手当	29	—	—	—	—	29	—
受託業務費	346	—	—	—	—	—	346
計	6,191	2,545	1,478	40	1,308	474	346

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

[ 人件費の見積り ]

期間中総額 620百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[ 運営費交付金算定方法 ] ルール方式を採用

[ 運営費交付金の算定ルール ]

毎年度の運営費交付金については、次の算定ルールを用いる。

第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>運営費交付金 = 人件費 + (北方対策事業費 + 一般管理費) × (消費者物価指数) - 自己収入見積額 + (特殊要因増減)</p> <p>人件費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金 + 退職手当</p> <p>基本給等 = 前年度の<u>基本給等</u>(役員報酬 + 職員基本給 + 職員諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改定率等)</p> <p>一般管理費 = 前年度の一般管理費(<u>特殊要因、公租公課及び事務所賃借料を除く</u>) × 1(効率化係数) + (<u>特殊要因増減</u>)</p> <p>北方対策事業費 = 前年度の事業経費(<u>特殊要因を除く</u>) × 2(効率化係数) × (政策係数) + (<u>特殊要因増減</u>)</p> <p>1、2、 、 については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。</p> <p>1(効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比1.442%程度の業務効率化を図る。</p> <p>2(効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。</p> <p>(消費者物価指数): 前年度における実績値を使用。</p> <p>(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性主務大臣による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。</p> <p>(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。</p>	<p>運営費交付金 = 人件費 + (北方対策事業費 + 一般管理費) × (消費者物価指数) - 自己収入見積額 + (特殊要因増減)</p> <p>人件費 = 基本給等 + 社会保険料負担金 + 児童手当拠出金 + 退職手当</p> <p>基本給等 = 前年度の(役員報酬 + 職員基本給 + 職員諸手当 + 超過勤務手当) × (1 + 給与改定率等)</p> <p>一般管理費 = 前年度の一般管理費 × 1(効率化係数)</p> <p>北方対策事業費 = 前年度の事業経費 × 2(効率化係数) × (政策係数)</p> <p>1、2、 、 については、以下の諸点を勘案した上で、各年度の予算編成過程において、当該年度における具体的な係数値を決定する。</p> <p>1(効率化係数) : 一般管理費については、業務の効率化を進め、中期目標の期間中、平均で前年度比1.442%程度の業務の効率化を図る。</p> <p>2(効率化係数) : 北方対策事業費については、業務の効率化を進め、毎年度、前年度に対して1%程度の業務の効率化を図る。</p> <p>(消費者物価指数): 前年度における実績値を使用。</p> <p>(政策係数) : 国民に対して提供するサービスへの対応への必要性主務大臣による評価等を総合的に勘案し、具体的な伸び率を決定する。</p> <p>(特殊要因増減) : 法令改正等に伴い必要となる措置、現時点で予測不可能な事由により、特定の年度に一時的に発生する資金需要。</p>
<p>〔注記〕</p> <p>中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については</p>	<p>〔注記〕</p> <p>中期計画予算の見積りに当たっては、消費者物価指数の伸び率を年0%、給与改定率の伸び率を年0%、効率化係数を一般管理費については98.558%、</p>

第5期中期計画(案)	第4期中期計画
<p>98.558%、北方対策事業費については99.0%、政策係数<u>の伸び率</u>を0%と仮定して計算している。</p>	<p>北方対策事業費については<u>効率化係数を</u>99.0%、政策係数を0%と仮定して計算している。</p>

第5期中期計画(案)

(別紙1-3)

中期計画予算  
(令和5年度~令和9年度)

(貸付業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸付事業費補助金	739
貸付金利息収入	94
事業外収入	0
計	833
支 出	
貸付業務関係経費	286
一般管理費	70
人件費	478
役職員等給与等	439
退職手当	39
計	833

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金  
の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、令和5年  
度予算をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動する  
ものである。

[人件費の見積り]

期間中総額 390 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、  
職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

第4期中期計画

(別紙1-3)

中期計画予算  
(平成30年度~平成34年度)

(貸付業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
収 入	
貸付事業費補助金	714
貸付金利息収入	198
事業外収入	1
計	912
支 出	
貸付業務関係経費	397
一般管理費	68
人件費	447
役職員等給与等	439
退職手当	8
計	912

(注) 四捨五入の関係で、合計等は必ずしも一致しない。

貸付業務関係経費については、積算の根拠とすべき貸付金利息収入、借入金  
の支払利息、貸倒れの発生等を事前に予測することが困難なため、30年度予算  
をもとに積算したものであり、市場金利の変化等の要因により変動するもの  
である。

[人件費の見積り]

期間中総額 390 百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員報酬(非常勤役員報酬を除く。)並びに職員基本給、  
職員諸手当、超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

第5期中期計画(案)

(別紙2-1)

収支計画  
(令和5年度~令和9年度)

(法人全体)

(単位:百万円)

区分	金額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定(補助金)
		国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業	
費用の部	7,347	2,665	1,426	134	1,504	411	354	853
経常費用	7,347	2,665	1,426	134	1,504	411	354	853
北方対策事業費	4,915	2,103	1,235	116	1,400	—	—	—
貸付業務関係経費	286	—	—	—	—	—	—	286
一般管理費	208	—	—	—	—	138	—	20
人件費	1,380	322	191	17	104	268	—	478
受託業務費	354	—	—	—	—	—	—	354
減価償却費	205	180	—	—	—	8	—	19
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	7,347	2,665	1,426	134	1,504	411	354	853
運営費交付金収益	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—	0
貸付事業費補助金収益	739	—	—	—	—	—	—	739
貸付金利息収入	94	—	—	—	—	—	—	94
受託収入	354	—	—	—	—	—	—	354
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—	—
事業外収入	9	—	—	—	—	0	—	9
資産見返負債戻入	205	180	—	—	—	8	—	19
資産見返運営交付金戻入	186	180	—	—	—	8	—	—
資産見返補助金戻入	19	—	—	—	—	—	—	19
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内部規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金または補助金を財源とするものと想定している。

第4期中期計画

(別紙2-1)

収支計画  
(平成30年度~平成34年度)

(法人全体)

(単位:百万円)

区分	金額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定(補助金)
		国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業	
費用の部	7,171	2,600	1,478	40	1,308	482	346	918
経常費用	7,171	2,600	1,478	40	1,308	482	346	918
北方対策事業費	4,928	2,282	1,360	37	1,269	—	—	—
貸付業務関係経費	397	—	—	—	—	—	—	397
一般管理費	196	—	—	—	—	128	—	68
人件費	1,202	249	118	3	39	346	—	447
受託業務費	346	—	—	—	—	—	—	346
減価償却費	103	89	—	—	—	8	—	9
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	7,171	2,600	1,478	40	1,308	482	346	918
運営費交付金収益	5,808	2,511	1,475	40	1,308	474	—	0
貸付事業費補助金収益	714	—	—	—	—	—	—	714
貸付金利息収入	198	—	—	—	—	—	—	198
受託収入	346	—	—	—	—	—	—	346
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—	—
事業外収入	1	—	—	—	—	0	—	1
資産見返負債戻入	103	89	—	—	—	8	—	9
資産見返運営交付金戻入	97	89	—	—	—	8	—	—
資産見返補助金戻入	6	—	—	—	—	—	—	6
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金または補助金を財源とするものと想定している。



第5期中期計画(案)

(別紙2-2)

収支計画  
(令和5年度~令和9年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
費用の部	6,495	2,665	1,426	134	1,504	411	354
経常費用	6,495	2,665	1,426	134	1,504	411	354
北方対策事業費	4,915	2,163	1,235	116	1,400	—	—
一般管理費	138	—	—	—	—	138	—
人件費	903	322	191	17	104	268	—
受託業務費	354	—	—	—	—	—	354
減価償却費	186	180	—	—	—	6	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	6,495	2,665	1,426	134	1,504	411	354
運営費交付金収益	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—
受託収入	354	—	—	—	—	—	354
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
資産見返負債戻入	186	180	—	—	—	6	—
資産見返運営交付金戻入	186	180	—	—	—	6	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内部規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

第4期中期計画

(別紙2-2)

収支計画  
(平成30年度~平成34年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
費用の部	6,253	2,600	1,478	40	1,308	482	346
経常費用	6,253	2,600	1,478	40	1,308	482	346
北方対策事業費	4,928	2,262	1,360	37	1,269	—	—
一般管理費	128	—	—	—	—	128	—
人件費	755	249	118	3	39	346	—
受託業務費	346	—	—	—	—	—	346
減価償却費	97	89	—	—	—	8	—
臨時損失	—	—	—	—	—	—	—
収益の部	6,253	2,600	1,478	40	1,308	482	346
運営費交付金収益	5,808	2,511	1,475	40	1,308	474	—
受託収入	346	—	—	—	—	—	346
参加費収入	3	—	3	—	—	—	—
事業外収入	0	—	—	—	—	0	—
資産見返負債戻入	97	89	—	—	—	8	—
資産見返運営交付金戻入	97	89	—	—	—	8	—
臨時利益	—	—	—	—	—	—	—
純利益	—	—	—	—	—	—	—
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—	—	—
総利益	—	—	—	—	—	—	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

第5期中期計画(案)

(別紙2-3)

収支計画  
(令和5年度~令和9年度)

(貸付業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	853
経常費用	853
貸付業務関係経費	286
一般管理費	70
人件費	478
減価償却費	19
臨時損失	—
収益の部	853
貸付事業費補助金収益	739
貸付金利息収入	94
事業外収入	0
資産見返負債戻入	19
資産見返補助金戻入	19
臨時利益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内部規程に基づいて支給することとなるが、その全額について、補助金を財源とするものと想定している。

第4期中期計画

(別紙2-3)

収支計画  
(平成30年度~平成34年度)

(貸付業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	918
経常費用	918
貸付業務関係経費	397
一般管理費	68
人件費	447
減価償却費	6
臨時損失	—
収益の部	918
貸付事業費補助金収益	714
貸付金利息収入	198
事業外収入	1
資産見返負債戻入	6
資産見返補助金戻入	6
臨時利益	—
純利益	—
目的積立金取崩額	—
総利益	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

(注記) 当法人における退職手当については、内規に基づいて支給することとなるが、その全額について、補助金を財源とするものと想定している。

第5期中期計画(案)

(別紙3-1)

資金計画  
(令和5年度~令和9年度)

(法人全体)

(単位:百万円)

区分	金額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定(補助金)
		国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業	
資金支出	23,793	2,485	1,428	134	1,504	1,592	354	16,298
業務活動による支出	15,329	2,485	1,428	134	1,504	1,592	354	7,833
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	8,357	—	—	—	—	—	—	8,357
短期借入金の返済による支出	5,250	—	—	—	—	—	—	5,250
長期借入金の返済による支出	3,107	—	—	—	—	—	—	3,107
次期中期目標期間への繰越金	108	—	—	—	—	—	—	108
資金収入	23,793	2,485	1,428	134	1,504	1,592	354	16,298
業務活動による収入	9,800	2,485	1,428	134	1,504	406	354	3,491
運営費交付金による収入	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—	—
貸付事業費補助金による収入	739	—	—	—	—	—	—	739
貸付回収による収入	2,657	—	—	—	—	—	—	2,657
貸付金利息収入	94	—	—	—	—	—	—	94
その他の業務収入	357	—	3	—	—	0	354	0
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	12,706	—	—	—	—	—	—	12,706
短期借入れによる収入	5,250	—	—	—	—	—	—	5,250
長期借入れによる収入	7,456	—	—	—	—	—	—	7,456
前期からの繰越金	1,288	—	—	—	—	1,107	—	101

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

第4期中期計画

(別紙3-1)

資金計画  
(平成30年度~平成34年度)

(法人全体)

(単位:百万円)

区分	金額	一般業務勘定(運営費交付金)						貸付業務勘定(補助金)
		国民世論の啓発	四島交流	調査研究	元島民等の援護	管理部門活動	受託事業	
資金支出	24,209	2,545	1,478	40	1,308	812	346	17,681
業務活動による支出	14,407	2,511	1,478	40	1,308	812	346	7,912
投資活動による支出	34	34	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	9,700	—	—	—	—	—	—	9,700
短期借入金の返済による支出	4,850	—	—	—	—	—	—	4,850
長期借入金の返済による支出	4,850	—	—	—	—	—	—	4,850
次期中期目標期間への繰越金	69	—	—	—	—	—	—	69
資金収入	24,209	2,545	1,478	40	1,308	812	346	17,681
業務活動による収入	11,927	2,511	1,478	40	1,308	474	346	5,770
運営費交付金による収入	6,808	2,511	1,475	40	1,308	474	—	—
貸付事業費補助金による収入	714	—	—	—	—	—	—	714
貸付回収による収入	4,858	—	—	—	—	—	—	4,858
貸付金利息収入	198	—	—	—	—	—	—	198
その他の業務収入	350	—	3	—	—	0	346	1
投資活動による収入	34	34	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	11,806	—	—	—	—	—	—	11,806
短期借入れによる収入	4,850	—	—	—	—	—	—	4,850
長期借入れによる収入	6,956	—	—	—	—	—	—	6,956
前期からの繰越金	442	—	—	—	—	335	—	105

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

第5期中期計画(案)

(別紙3-2)

資金計画  
(令和5年度~令和9年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
資金支出	7,495	2,485	1,426	134	1,504	1,592	354
業務活動による支出	7,495	2,485	1,426	134	1,504	1,592	354
投資活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
次期中期目標期間への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	7,495	2,485	1,426	134	1,504	1,592	354
業務活動による収入	6,309	2,485	1,426	134	1,504	406	354
運営費交付金による収入	5,952	2,485	1,423	134	1,504	406	—
その他の業務収入	357	—	3	—	—	0	354
投資活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
前期からの繰越金	1,187	—	—	—	—	1,187	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

第4期中期計画

(別紙3-2)

資金計画  
(平成30年度~平成34年度)

(一般業務勘定)

(単位:百万円)

区 分	金 額	国民世論 の啓発	四島交流	調査研究	元島民等 の援護	管理部門 活動	受託事業
資金支出	6,529	2,545	1,478	40	1,308	812	346
業務活動による支出	6,495	2,511	1,478	40	1,308	812	346
投資活動による支出	34	34	—	—	—	—	—
財務活動による支出	—	—	—	—	—	—	—
次期中期目標期間への繰越金	—	—	—	—	—	—	—
資金収入	6,529	2,545	1,478	40	1,308	812	346
業務活動による収入	6,157	2,511	1,478	40	1,308	474	346
運営費交付金による収入	5,808	2,511	1,475	40	1,308	474	—
その他の業務収入	349	—	3	—	—	0	346
投資活動による収入	34	34	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—	—	—
前期からの繰越金	338	—	—	—	—	338	—

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

第5期中期計画(案)

(別紙3-3)

資金計画  
(令和5年度～令和9年度)

(貸付業務勘定) (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	16,298
業務活動による支出	7,833
投資活動による支出	—
財務活動による支出	8,357
短期借入金の返済による支出	5,250
長期借入金の返済による支出	3,107
次期中期目標期間への繰越金	108
資金収入	16,298
業務活動による収入	3,491
貸付事業費補助金による収入	739
貸付回収による収入	2,657
貸付金利息収入	94
その他の業務収入	0
投資活動による収入	—
財務活動による収入	12,706
短期借入れによる収入	5,250
長期借入れによる収入	7,456
前期からの繰越金	101

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。

第4期中期計画

(別紙3-3)

資金計画  
(平成30年度～平成34年度)

(貸付業務勘定) (単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	17,681
業務活動による支出	7,912
投資活動による支出	—
財務活動による支出	9,700
短期借入金の返済による支出	4,850
長期借入金の返済による支出	4,850
次期中期目標期間への繰越金	69
資金収入	17,681
業務活動による収入	5,770
貸付事業費補助金による収入	714
貸付回収による収入	4,858
貸付金利息収入	198
その他の業務収入	1
投資活動による収入	—
財務活動による収入	11,806
短期借入れによる収入	4,850
長期借入れによる収入	6,956
前期からの繰越金	105

(注) 四捨五入の関係で合計等は必ずしも一致しない。